

目 次

条 例

- ・ 人権が尊重される津市をつくる条例
- ・ 津市総合計画審議会条例
- ・ 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・ 津市企業立地促進条例
- ・ 津市工業用水道事業給水条例
- ・ 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・ 津市支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例
- ・ 津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ・ 津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

規 則

- ・ 安濃町専用水道供給条例施行規則を廃止する規則
- ・ 障害者自立支援法の一部の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則
- ・ 津市企業立地促進条例施行規則
- ・ 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
- ・ 津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- ・ 津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
- ・ 平成 18 年改正給与条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則
- ・ 津市事務分掌規則の一部を改正する規則

訓 令

- ・ 津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
- ・ 津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令
- ・ 津市職員服務規程の一部を改正する訓令

告 示

- ・ 公示送達
- ・ 公示送達
- ・ 認可地縁団体の告示事項の変更
- ・ 議決を経た予算の要領
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 津市下水道排水設備指定工事店の指定
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 地縁団体の認可
- ・ 国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・ 住民票の職権消除
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 保管した屋外広告物
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管

公 告

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・津市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・三重短期大学生活科学科助手の公募
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・平成18年9月分津市農用地利用集積計画
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・道路位置指定
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留

教委規則

- ・津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教委告示

- ・教育委員会の招集

選管告示

- ・三重海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧場所及び期間
- ・検察審査員候補者選定のくじを行う場所及び日時
- ・選挙人名簿からの抹消者
- ・在外選挙人名簿からの抹消者

消本訓令

- ・津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

水管規程

- ・津市工業用水道事業給水条例施行規程
- ・津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

人権が尊重される津市をつくる条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第308号

人権が尊重される津市をつくる条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては、様々な人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組を行わなければならない。

真に一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるため、私たち一人ひとりが、共に協力し合い、あらゆる人権に関する問題の解決を図っていくことが、今こそ必要とされている。

よって、私たち津市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、同和対策審議会答申（昭和40年8月11日答申）の精神等を尊重し、すべての人の人権が尊重される津市をつくるため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権の尊重に関し、本市及び本市の区域内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けた取組を推進し、もって人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

（本市の責務）

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、本市の行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、関係機関との緊密な連携の下に、人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

（市民等の責務）

第3条 市民等は、相互に人権を尊重し、本市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 人権に関する問題に係る各分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を総合的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ第7条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(教育・啓発活動の充実)

第5条 本市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 本市は、人権施策を総合的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第7条 人権施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、人権施策に関する基本的事項等を調査審議すること。
- (2) 基本方針に関し、第4条第3項に規定する事項を処理すること。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにするものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、市民部において処理する。

5 第7条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市総合計画審議会条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第309号

津市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画（以下「総合計画」という。）に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各地域審議会の代表者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申の終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第310号

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に改め、「法第21条の7に規定する」を削る。

第2条中「ため」の次に「、法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設として」を加える。

第4条第2項中「短期入所事業」を「地域活動支援センター事業」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 法第22条第5項に規定する受給者証の交付を受けている者

第5条第2号中「法」を「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)」に改める。

第14条第1項中「第15条の11第1項」を「第29条第1項」に、「指定施設支援」を「指定障害福祉サービス」に改め、「及びその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)」を削り、「法第15条の11第2項第1号」を「同条第3項」に改め、「を下回らない範囲内において市長が定める基準」を削り、「法第15条の12第8項」を「同条第5項」に、「施設訓練等支援費」を「介護給付費」に改める。

(津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第132号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市知的障害者生活介護事業所の設置及び管理に関する条例

第1条中「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）並びに」を削り、「知的障害者デイサービスセンター」を「知的障害者生活介護事業所」に、「デイサービスセンター」を「生活介護事業所」に改める。

第2条中「附則第8条第1項第6号」を「第5条第6項」に、「障害者デイサービス」を「生活介護」に、「デイサービスセンター」を「生活介護事業所」に改める。

第3条の見出し中「、位置及び定員等」を「及び位置」に改め、同条中「デイサービスセンターの」を「生活介護事業所の」に、「、位置及び定員」を「及び位置」に改め、同条第1号中「はくさんデイサービスセンター」を「津市生活介護事業所はくさん」に改め、同項第3号及び同条第2項を削る。

第4条中「デイサービスセンター」を「生活介護事業所」に改める。

第5条中「デイサービスセンター」を「生活介護事業所」に改め、同条第2号中「第15条の32第1項」を「（昭和35年法律第37号）第15条の4」に改める。

第6条から第12条まで、第14条、第16条及び第17条中「デイサービスセンター」を「生活介護事業所」に改める。

（津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号イ中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

津市企業立地促進条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第311号

津市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興及び雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業業務施設 営利を目的とした事業の用に供される施設で次号及び第3号に規定する施設以外のすべての施設をいう。
- (2) 工場等 営利を目的とした物品の製造（加工及び修理を含む。）、道路貨物運送、倉庫、こん包及び卸売の事業の用に供される施設をいう。
- (3) 研究開発施設 営利を目的として、国又は三重県の産業振興施策に沿った分野その他市長が別に定める分野における研究開発の用に供される施設をいう。
- (4) 事業者 営利の目的をもって事業を行う者をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業者をいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外のすべての事業者をいう。
- (7) 新設 本市の区域内に現に産業業務施設、工場等又は研究開発施設（以下「産業業務施設等」という。）を所有しない事業者が新たに産業業務施設等を設置すること、又は本市の区域内に現に産業業務施設等を所有する事業者が既設の事業と異なる業種の産業業務施設等を設置することをいう。
- (8) 増設 本市の区域内に現に産業業務施設等を所有する事業者が既設の事業と同一の業種の産業業務施設等を設置すること、又は既設の産業業務施設等の敷地内若しくはこれに隣接して既設の産業業務施設等を拡充するこ

とをいう。

- (9) 移設 本市の区域内に現に産業業務施設等を所有する事業者が当該産業業務施設等を移転することをいう。
- (10) 立地 産業業務施設を中勢北部サイエンスシティに新設し、若しくは増設すること、工場等を本市における工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の工場立地調査簿に記載されている工場適地その他市長が特に認める区域内に中小企業者が新設し、増設し、若しくは移設すること若しくは大企業者が新設すること、又は研究開発施設を中勢北部サイエンスシティ若しくはニューファクトリーひさい工業団地に新設し、若しくは増設することをいう。
- (11) 投下固定資産額 産業業務施設等を立地するために取得した土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (12) 常時雇用する従業員 産業業務施設等において通常の状態の下に常時雇用する従業員（日々雇い入れられる者を除く。）をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、第5条第1項の規定に基づき指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、奨励措置として、次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金
- (2) 研究開発施設立地奨励金
- (3) 用地取得費助成奨励金
- (4) 外国企業事業所開設準備奨励金

（奨励金の交付基準及び交付額等）

第4条 奨励金の交付基準及び交付額は、次のとおりとする。

- (1) 企業立地奨励金 指定事業者の立地する産業業務施設又は工場等における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度（以下「基準年度」という。）から3年間交付するものとし、当該指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に相当する金額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - ア 基準年度においては、100分の100とする。
 - イ 基準年度の翌年度においては、100分の75とする。
 - ウ 基準年度の翌々年度においては、100分の50とする。
- (2) 研究開発施設立地奨励金 指定事業者の立地する研究開発施設における事業の開始後、基準年度から5年間交付するものとし、当該指定事業者の立地に係る研究開発施設の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額

に相当する金額に100分の100を乗じて得た額とする。

(3) 用地取得費助成奨励金 指定事業者（次条第1項第5号の規定により指定を受けた者に限る。）が産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の全額を支払後、当該取得費に相当する額に100分の20を乗じて得た額（その額が3億円を超えるときは、3億円）を当該取得費の支払日の属する年度の翌年度から5年間に分割して交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該取得費の支払日の属する年度から5年間に分割して交付することができる。

(4) 外国企業事業所開設準備奨励金 指定事業者（次条第1項第6号の規定により指定を受けた者に限る。）が支払う中勢北部サイエンスシティ中核支援施設あのおつピア（以下「あのおつピア」という。）の3月分の賃借料の支払後、当該賃借料に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）を交付するものとする。

2 企業立地奨励金は、事業の開始後前項第1号に規定する年度ごとに当該年度に係る同号に規定する固定資産税の完納後交付するものとする。

3 研究開発施設立地奨励金は、事業の開始後第1項第2号に規定する年度ごとに当該年度に係る同号に規定する固定資産税の完納後交付するものとする。

4 用地取得費助成奨励金と企業立地奨励金又は研究開発施設立地奨励金は、重複してこれを交付しないものとする。

（指定）

第5条 第3条の規定の適用を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち市長が適当と認めて指定したものとする。

(1) 大企業者で、投下固定資産額が5億円以上かつ常時雇用する従業員の数が20人以上の工場等を立地するもの

(2) 中小企業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が10人以上の工場等を立地するもの

(3) 産業業務施設を立地する事業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの

(4) 研究開発施設を立地する事業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの

(5) 産業業務施設等を立地する事業者で、中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地において、9,000平方メートル以上の用地を取得し、かつ、常時雇用する従業員の数が10人以上のもの

(6) 本市の区域内に現に産業業務施設等を所有しない外国企業で、中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地に産業業務施設

等を立地するための準備の用に供するため、あの特ピアを新たに賃借するもの

2 市長は、前項の規定による指定の際、必要な条件を付することができる。
(指定の申請)

第6条 事業者は、前条第1項の規定による指定を受けようとする場合は、その旨を市長に申請しなければならない。
(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に規定する指定の要件を欠くことになったとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 事業を廃止し、又は休止したと認められるとき。
- (4) 賦課された市税に未納があるとき。
- (5) 産業業務施設等をその事業以外の用途に供したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しをした事業者に対し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。
(報告及び調査)

第8条 市長は、指定事業者に対し、産業業務施設等の立地その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(津市企業立地促進条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 津市企業立地促進条例(平成10年津市条例第1号)
- (2) 久居市企業誘致促進条例(平成10年久居市条例第26号)
- (3) 河芸町工場設置奨励条例(昭和62年河芸町条例第16号)
- (4) 安濃町地域振興の奨励に関する条例(昭和63年安濃町条例第19号)
- (5) 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に係る固定資産税の特例に関する条例(平成3年芸濃町条例第11号)
- (6) 美里村農村地域工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例(

平成 3 年美里村条例第 1 5 号)

(7) 工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例（昭和 5 9 年香良洲町条例第 2 0 号）

(8) 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成 4 年一志町条例第 2 6 号）

(9) 工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成 4 年一志町条例第 2 7 号）

（経過措置）

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、津市企業立地促進条例、久居市企業誘致促進条例、河芸町工場設置奨励条例又は安濃町地域振興の奨励に関する条例の例による。

4 この条例の施行の際、現に廃止前の農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に係る固定資産税の特例に関する条例、美里村農村地域工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例、工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例、中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例又は工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により行われている固定資産税の特例については、なお廃止前の条例の例による。

（この条例の失効）

5 この条例は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日において現に奨励措置又は固定資産税の特例を受けている事業者に係る奨励措置又は固定資産税の特例については、同日後も、なおその効力を有する。

津市工業用水道事業給水条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第312号

津市工業用水道事業給水条例

(趣旨)

第1条 この条例は、津市工業用水道事業の給水についての料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）第3条第1項に規定する管理者をいう。
- (2) 基本使用水量 1月当たりの定められた使用水量をいう。
- (3) 使用者 第5条第1項の規定による承認を受けて工業用水の給水を受けている者をいう。
- (4) 給水施設 配水管から分岐して制水弁に至るまでの給水管及びこれに附属する施設をいう。
- (5) 受水施設 給水施設から分岐して設けられた受水管、貯水槽及びこれらに附属する施設をいう。
- (6) 量水装置 メーター及びこれに附属する機器類をいう。
- (7) 超過使用水量 基本使用水量を超えて使用した水量をいう。

(給水の対象)

第3条 工業用水の供給は、1給水先当たりの使用水量が1日100立方メートル以上の者で、管理者が必要と認めるものに対して行うものとする。

(給水の申込み)

第4条 工業用水の給水を受けようとする者は、管理者に給水の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(給水の承認)

第5条 管理者は、前条の規定による申込みがあった場合は、給水能力に余裕

がないとき、その他正当な理由があるときを除き、承認するものとする。

2 管理者は、前項の規定により承認したときは、基本使用水量を決定し、申込者に通知するものとする。

3 管理者は、必要があるときは、第1項の規定による承認に条件を付することができる。

(基本使用水量の変更)

第6条 前2条の規定は、使用者が基本使用水量を変更しようとする場合について準用する。

2 管理者は、前項の規定による基本使用水量の変更については、やむを得ない理由があると認められる場合に限り承認するものとする。ただし、管理者が特に認める場合を除き、年度の中途においては、承認しない。

(氏名等の変更)

第7条 使用者は、その氏名若しくは名称、代表者の氏名又は住所若しくは所在地に変更があったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 使用者は、管理者の承認を受けた場合を除き、この条例に基づく権利又は義務を第三者に譲渡することができない。

2 相続又は合併により使用者の地位を承継した者は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(給水施設の工事)

第9条 給水施設の工事は、管理者が施行する。

(給水施設の工事費用の負担)

第10条 管理者は、第4条の規定による申込みにより、給水施設の設置、改造、修繕又は撤去の工事が新たに必要となるときは、当該工事に要する費用の全部又は一部を使用者又は当該申込みをした者（以下「使用者等」という。）に負担させることができる。

(受水施設の工事)

第11条 受水施設の工事は、使用者等が施行するものとする。この場合において、貯水槽を設置しようとするときは、あらかじめ管理者と容量、形式等について協議しなければならない。

2 使用者等は、前項の工事の設計及び施行を管理者に委託することができる。この場合において、当該工事に要する費用は、使用者等が負担するものとする。

(量水装置の設置等)

第12条 量水装置は、管理者と使用者等との協議により設置場所を定め、管理者が設置及び管理をし、使用者等に保管させるものとする。

2 使用者等は、量水装置の設置に要する土地及び建物を管理者に無償で使用させなければならない。

(量水装置の移転に係る工事費用の負担)

第13条 使用者の請求に基づく量水装置の移転に係る工事に要する費用は、使用者の負担とする。

(量水装置の機能検査の請求)

第14条 使用者は、量水装置の機能に異常があると認めるときは、管理者に当該装置の機能検査を請求することができる。

(制水弁の操作の禁止)

第15条 使用者は、管理者の承認を受けた場合を除き、給水施設の制水弁を操作してはならない。

(工事費用の額)

第16条 第10条、第11条第2項及び第13条の工事に要する費用の額は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 工事費

(2) 事務費

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用

2 前項の工事に要する費用の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費用の前納及び精算)

第17条 前条第1項の工事に要する費用は、前納しなければならない。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により前納した費用は、工事の完成後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(給水の原則)

第18条 管理者は、災害、異常渇水、工業用水道施設の損傷その他不可抗力によるものである場合又は工業用水道施設の拡張、改良若しくは修繕の工事その他やむを得ない理由がある場合を除き、給水を制限し、又は停止してはならない。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、緊急である場合を除き、あらかじめ、その日時、区域及び理由を使用者に通知しなければならない。

3 管理者は、給水の制限又は停止によって使用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(適正使用の原則)

第19条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するように努めなければならない。

2 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、使用者に対して、貯水槽の設置又は増設、工業用水の使用法の改善等の措置を指示することができる。

(水質)

第20条 工業用水の水質基準は、次のとおりとする。

(1) 水温 常温

(2) 濁度 10度以下

(3) 水素イオン濃度 水素指数6.0以上8.0以下

(水圧)

第21条 配水管の末端における水圧は、0.05メガパスカル以上とする。

(使用の開始)

第22条 第5条第1項の規定による承認を受けた者は、工業用水の使用を開始しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用の廃止)

第23条 使用者は、やむを得ない理由により工業用水の使用を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に申請し、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により工業用水の使用の廃止を承認したときは、申請者から当該廃止に係る費用を徴収することができる。

(超過使用量の算定等)

第24条 管理者は、毎月定例日にメーターを検針して当該月の超過使用量を算定するものとする。ただし、給水の制限をしたときの超過使用量は、管理者が別に定めるところにより算定する。

2 メーターの故障等により検針ができないときは、管理者が超過使用量を認定する。

3 管理者は、第1項又は前項の規定により超過使用量を算定し、又は認定したときは、使用者に通知するものとする。

(料金の算定)

第25条 工業用水の料金(以下「料金」という。)は、次に掲げる基本料金と超過料金との合計額とする。

(1) 基本料金 基本使用水量1立方メートルにつき63円を乗じて得た額

(2) 超過料金 超過使用水量 1 立方メートルにつき 63 円を乗じて得た額
2 月の中途において、工業用水の使用を開始し、又は廃止した場合の料金は、
日割計算とする。

(責任使用水量制)

第 26 条 前条第 1 項第 1 号の基本料金の額の算定については、使用者が 1 月
において、基本使用水量の全部又は一部を使用しなかった場合においても、
基本使用水量の 1 月分まで使用したものとみなす。

(料金の納入)

第 27 条 使用者は、毎月料金を管理者の定める納入期限までに納めなければ
ならない。

(料金の減免)

第 28 条 管理者は、特別の理由があると認める場合は、料金を減額し、又は
免除することができる。

(給水の停止処分)

第 29 条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水を
停止することができる。

- (1) 料金及びこの条例により負担すべき費用を納入期限までに納付しないと
き。
- (2) 不正の行為により、料金の徴収を免れようとしたとき。
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき。
- (4) 当該職員の職務の執行を拒み、又は妨害したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例の規定又はこの条例の規定に基づ
く管理者の命令に違反したとき。

(立入検査)

第 30 条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、使
用者の工場等に立ち入り、受水施設、量水装置等を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、
関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(安濃町専用水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例等の廃
止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 安濃町専用水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例（平成18年津市条例第220号）

(2) 安濃町専用水道供給条例（昭和47年安濃町条例第10号）
（経過措置）

3 この条例の施行前に廃止前の安濃町専用水道供給条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第313号

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成18年津市条例
第255号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

(津市消防団条例の一部改正)

第2条 津市消防団条例(平成18年津市条例第257号)の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項」
を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改める。

(津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18
年津市条例第258号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

(津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 津市消防団員等公務災害補償条例(平成18年津市条例第259号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第314号

津市支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例

(津市支所及び出張所設置条例の一部改正)

第1条 津市支所及び出張所設置条例(平成18年津市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表津市久居総合支所の項中「榊原町」の次に「、青葉台一丁目、青葉台二丁目」を加える。

(津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成18年津市条例第255号)の一部を次のように改正する。

第4条の表津市久居消防署の項中「榊原町」の次に「、青葉台一丁目、青葉台二丁目」を加える。

(津市消防団条例の一部改正)

第3条 津市消防団条例(平成18年津市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表津市久居消防団の項中「及び榊原町」を「、榊原町、青葉台一丁目及び青葉台二丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第315号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号ア中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第316号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

第9条第1号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第2号中「第72条の3第1項」を「第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の3第1項」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

第17条第2号中「第74条」を「第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第74条」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

附則第20項を附則第22項とし、附則第17項から附則第19項までを2項ずつ繰り下げ、附則第16項中「第14項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第10項から附則第15項までを2項ずつ繰り下げ、附則第9項中「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

（平成18年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例）

7 平成18年度における第9条の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、健康保険法等の一部を改正する法律第11条の規定による改正前の法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

(平成19年度から平成21年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例)

- 8 平成19年度から平成21年度までの各年度における第9条の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第16項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第16項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条第1号の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 3 1 7 号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 8
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「津市西丸之内 2 3 番 1 号」を「津市大里窪田町 3 2 7 番地 1」
に改める。

附 則

この条例は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市条例第318号

津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を住民その他の需要者に供給するため、本市に水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）を設置する。

第2条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 工業用水道事業の給水区域及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 安濃町安濃の一部及び安濃町内多の一部

(2) 1日最大給水量 2,000立方メートル

第3条第1項、第5条及び第6条第2項第3号中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 津市簡易水道条例（平成18年津市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「津市水道事業の設置等に関する条例」を「津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」に、「水道事業を」を「水道事業等を」に改め、同条第3項中「津市水道事業の設置等に関する条例」を「津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」に改める。

安濃町専用水道供給条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第265号

安濃町専用水道供給条例施行規則を廃止する規則

安濃町専用水道供給条例施行規則（昭和49年安濃町規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

障害者自立支援法の一部の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第266号

障害者自立支援法の一部の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則
(津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部改正)

第1条 津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則(平成18年津市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同条第4項第1号中「第9条第5項及び第6項」を「第9条第6項及び第7項」に改め、同項第4号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「身体障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同条第5項第1号中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同項第3号中「知的障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」に改める。

(児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則(平成18年津市規則第106号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「)及び」に改め、「(同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。)」を削る。

第13条第1項並びに第3号様式、第4号様式及び第6号様式中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改める。

(津市身体障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第3条 津市身体障害者福祉法施行取扱規則(平成18年津市規則第107号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、身体障害者福祉法施行規則」を「及び身体障害者福祉法施行規則」に改め、「。以下「施行規則」という。」及び「及び指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号。以下「施設基準」という。)」を削る。

第4条中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

第9条から第19条までを次のように改める。

第9条から第19条まで 削除

第20条第1項中「同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む」を「同条第5項に規定する療養介護及び同条第11項に規定する施設入所支援を除く」に、「同条第3項」を「法第18条第2項」に改め、同条第2項中「指定身体障害者更生施設等」を「指定障害者支援施設等」に改める。

第21条から第27条までを次のように改める。

第21条から第27条まで 削除

第28条第1項を削り、同条第2項中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「身体障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同項を同条とする。

第29条中「支援費支給申請書等の様式その他」を削る。

第2号様式を次のように改める。

第 8 号様式、第 9 号様式及び第 11 号様式中「第 18 条^{第 1 項}」を「第 1^{第 3 項}」

第 1 項
8 条^{第 2 項}」に改める。

第 13 号様式から第 26 号様式までを削る。

(津市知的障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第 4 条 津市知的障害者福祉法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、知的障害者福祉法施行規則」を「及び知的障害者福祉法施行規則」に改め、「及び指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 81 号。以下「施設基準」という。）」を削る。

第 4 条中「第 9 条第 5 項」を「第 9 条第 6 項」に改める。

第 6 条から第 16 条までを次のように改める。

第 6 条から第 16 条まで 削除

第 17 条第 1 項中「第 15 条の 3 2 第 1 項」を「第 15 条の 4」に改め、「同法附則第 8 条第 2 項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む」を「同条第 5 項に規定する療養介護及び同条第 11 項に規定する施設入所支援を除く」に、「障害福祉サービスという。」を「障害福祉サービス」という。」に改め、同条第 2 項中「指定知的障害者更生施設等」を「指定障害者支援施設等」に改める。

第 18 条を次のように改める。

第 18 条 削除

第 20 条中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「市長が別に定める額」に改め、同条各号を削る。

第 21 条中「支援費支給申請書等の様式その他」を削る。

別表を削る。

第 2 号様式を次のように改める。

第 5 号様式、第 6 号様式及び第 8 号様式中 「第 15 条の 3 2 第 1 項
第 16 条第 1 項第 2 号」 を

「第 15 条の 4
に改める。

第 16 条第 1 項第 2 号」

第 10 号様式から第 12 号様式までを次のように改める。

第 10 号様式から第 12 号様式まで 削除

(津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「知的障害者福祉法第 15 条の 1 1 第 1 項」を「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項」に、「指定施設支援」を「指定障害福祉サービス」に改める。

(津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 条 津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 111 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市知的障害者生活介護事業所の設置及び管理に関する条例施行規則

第 1 条中「津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例」を「津市知的障害者生活介護事業所の設置及び管理に関する条例」に改める。

第 2 条中「はくさんデイサービスセンター指定管理者指定申請書」を「生活介護事業所はくさん指定管理者指定申請書」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(定員)

第 2 条の 2 津市生活介護事業所はくさん（以下「生活介護事業所」という。）の定員は、10 人とする。

第 3 条中「はくさんデイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）」を「生活介護事業所」に改める。

第 4 条から第 7 条までの規定中「デイサービスセンター」を「生活介護事業所」に改める。

別記様式中「はくさんデイサービスセンター指定管理者指定申請書」を「生活介護事業所はくさん指定管理者指定申請書」に、「はくさんデイサー

ビスセンター」を「津市生活介護事業所はくさん」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

津市企業立地促進条例施行規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第267号

津市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市企業立地促進条例（平成18年津市条例第311号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による指定の申請をしようとする事業者は、事業の開始の日から30日以内に奨励措置指定申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 条例第6条の規定による指定の申請をしようとする事業者のうち、条例第5条第1項第5号の規定による指定を受けようとする事業者は、前項の規定にかかわらず、土地売買契約を締結した日から30日以内に奨励措置指定申請書を提出しなければならない。

3 条例第6条の規定による指定の申請をしようとする事業者のうち、条例第5条第1項第6号の規定による指定を受けようとする事業者は、第1項の規定にかかわらず、中勢北部サイエンスシティ中核支援施設あのとつピア（以下「あのとつピア」という。）の賃貸借契約を締結した日から30日以内に奨励措置指定申請書を提出しなければならない。

(指定の通知)

第3条 市長は、前条の規定による指定の申請があった場合において、指定することが適当であると認めるときは、事業者に対し、奨励措置指定書（第2号様式から第2号様式の4まで）によりその旨を通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 条例第5条第1項の規定による指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が条例第3条第1号の企業立地奨励金の交付を受けようとするときは、賦課された年度の固定資産税を完納した日から30日以内に企業立地奨励金交付申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 指定事業者が条例第3条第2号の研究開発施設立地奨励金の交付を受けようとするときは、賦課された年度の固定資産税を完納した日から30日以内

に研究開発施設立地奨励金交付申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

3 指定事業者が条例第3条第3号の用地取得費助成奨励金の交付を受けようとするときは、産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の全額を支払後、当該取得費の支払日の属する年度の翌年度の5月31日までに、用地取得費助成奨励金交付申請書（第5号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該取得費の支払日の属する年度に提出することができる。

4 指定事業者が条例第3条第4号の外国企業事業所開設準備奨励金の交付を受けようとするときは、あのつピアの3月分の賃借料の支払後30日以内に、外国企業事業所開設準備奨励金交付申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（奨励金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、同条の奨励金を交付すべきものと認めるときは、指定事業者に対して奨励金交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 指定事業者は、奨励措置指定申請書の内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を指定申請変更届（第8号様式）により、市長に届け出なければならない。

（操業の休止等の届出）

第7条 指定事業者は、事業を休止し、又は廃止したときは、事業休止（廃止）届（第9号様式）により、その事実が発生した日から10日以内に市長に届け出なければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（津市企業立地促進条例施行規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 津市企業立地促進条例施行規則（平成10年津市規則第14号）

(2) 久居市企業誘致促進条例施行規則（平成10年久居市規則第24号）

(3) 河芸町工場設置奨励条例施行規則（昭和62年河芸町規則第10号）

(4) 安濃町地域振興の奨励に関する条例施行規則（昭和63年安濃町規則第

10号)

- (5) 美里村農村地域工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則（平成3年美里村規則第4号）
- (6) 工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則（昭和59年香良洲町規則第10号）
- (7) 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則（平成4年一志町規則第13号）
- (8) 工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則（平成4年一志町規則第14号）

（この規則の失効）

- 3 この規則は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日において現に奨励措置又は固定資産税の特例を受けている事業者については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第2条関係）

奨励措置指定申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

津市企業立地促進条例第5条第1項の規定による指定を受けたいので、
同条例第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の概要

本 社 の 所 在 地			
会 社 の 名 称			
代 表 者 氏 名			
資 本 金 （ 出 資 金 ）	千 円	従 業 員 数	人
売 上 高 （ 年 間 ）	千 円		
業 種 及 び 事 業 概 要			
そ の 他 参 考 事 項			

2 立地施設等の概要

(1) 施設の概要

施設区分	産業業務施設 ・ 工場等 ・ 研究開発施設			
設置の区分	新設 ・ 増設 ・ 移設			
所在地				
規模	土地	㎡	建物	㎡
用途地域	工専・工業・準工業・その他（ ）			
事業費	千円	内 訳	投下固定資産	千円
			その他	千円
工事期間	着工	年 月 日	完成	年 月 日
操業開始日	年 月 日			
従業員数	人（うち新規採用者 人）			

(2) 事業費の内訳

区分		面積（㎡）	取得価額（千円）
投下固定資産	土地		
	建物		
	償却資産		
	小計		
その他			
計			

添付資料：売買契約書（土地、建物及び償却資産）の写し

(3) 既存施設の固定資産状況（増設・移設の場合）

区 分		面 積 (m ²)	取得価額 (千円)
投下 固定 資産	土 地		
	建 物		
	償却資産		
	小 計		

添付資料：決算書又は試算表

既存建物の平面図及び明細表

(4) 公害防止関係

ア 製造工程等の概要

イ 公害防止施設

区 分	施 設	内 容	事業費 (千円)
騒 音			
振 動			
悪 臭			
大 気			
水 質			
その他			

ウ 公害に対する効果等

(ア) 施設の効果と見通し

(イ) 公害発生の場合の処理方法

(ウ) その他

5 その他の添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款又は規約
- (3) 土地の登記事項証明書及び位置図
- (4) 建物の登記事項証明書及び位置図
- (5) 常時雇用する従業員を証する書類
- (6) その他参考資料

第2号様式（第3条関係）

奨励措置指定書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定します。

なお、企業立地奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交付基準	申請期間	添付書類
企業立地奨励金	指定事業者の立地する産業業務施設又は工場等における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年間交付するものとし、当該施設の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に相当する金額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ア 初年度 100/100 イ 第2年度 75/100 ウ 第3年度 50/100	当該年度の固定資産税完納後30日以内	1 市税の納税証明書 2 収支決算書 3 その他参考資料

第2号様式の2（第3条関係）

奨励措置指定書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定します。

なお、研究開発施設立地奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交付基準	申請期間	添付書類
研究開発施設立地奨励金	指定事業者の立地する研究開発施設における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から5年間交付するものとし、当該施設の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に相当する金額に100/100を乗じて得た額とする。	当該年度の固定資産税完納後30日以内	1 市税の納税証明書 2 収支決算書 3 その他参考資料

第2号様式の3（第3条関係）

奨励措置指定書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定します。

なお、用地取得費助成奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交付基準	申請期間	添付書類
用地取得費助成奨励金	<p>指定事業者が立地する際に、9,000平方メートル以上の用地を取得した場合に、当該用地取得費に100分の20を乗じて得た額（その額が3億円を超えるときは、3億円）を次に掲げる交付基準に基づき交付するものとする。</p> <p>ア 産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の支払日の属する年度の翌年度又は支払日の属する年度から、5年間に分割して交付する。</p> <p>イ 用地取得費助成奨励金と企業立地奨励金又は研究開発施設立地奨励金は重複してこれを交付しないものとする。</p>	<p>産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の全額を支払後、当該取得費の支払日の属する年度の翌年度の5月31日まで又は当該取得費の支払日の属する年度</p>	<p>1 土地売買契約書の写し</p> <p>2 土地の登記事項証明書</p> <p>3 立地協定書の写し</p> <p>4 その他参考資料</p>

第2号様式の4（第3条関係）

奨励措置指定書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定します。

なお、外国企業事業所開設準備奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交付基準	申請期間	添付書類
外国企業事業所開設準備奨励金	外国企業の指定事業者が立地する際に、その開設準備の用に供するため、あのつピアを賃借する場合に、その賃借料3月分に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）を交付するものとする。	あのつピアの3月分の賃借料の支払後30日以内	1 立地協定書の写し 2 あのつピアの入居申込書及び賃貸借契約書の写し 3 その他参考資料

第3号様式（第4条関係）

企業立地奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（ 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 ）

電 話

企業立地奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業開始日 年 月 日
- 3 奨励措置の指定を受けた日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号
- 5 立地の区分 新設・増設・移設
- 6 事業所の区分 産業業務施設・工場等
- 7 今回の申請年度 初年度・第2年度・第3年度
- 8 投下固定資産額及び従業員数
土 地 _____ 千円
投下固定資産額 _____ 千円 建 物 _____ 千円
償却資産 _____ 千円
従業員数 _____ 人

9 交付申請額の内訳

投下固定資産	固定資産税課税標準額 (千円)	固定資産税額に相当する金額 (円)
土 地		
建 物		
償 却 資 産		
合 計		

10 添付書類

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考資料

第4号様式（第4条関係）

研究開発施設立地奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

研究開発施設立地奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例
施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し
ます。

- 1 交付申請書 円
- 2 事業開始日 年 月 日
- 3 奨励措置の指定を受けた日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号
- 5 立地の区分 新設・増設
- 6 今回の申請年度 初年度・第2年度・第3年度・
第4年度・第5年度
- 7 投下固定資産額及び従業員数
土 地 _____ 千円
投下固定資産額 _____ 千円 建 物 _____ 千円
償却資産 _____ 千円
従業員数 _____ 人

8 交付申請額の内訳

投下固定資産	固定資産税課税標準額 (千円)	固定資産税額に相当する金額 (円)
土 地		
建 物		
償 却 資 産		
合 計		

9 添付書類

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考資料

第5号様式（第4条関係）

用地取得費助成奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所又は事業所の所
 在地、名称及び代表者の氏名

電 話

用地取得費助成奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第4条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業開始日（予定） 年 月 日
- 3 奨励措置の指定を受けた日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号
- 5 用地取得場所 中勢北部サイエンスシティ・
ニューファクトリーひさい工業団地
津市 番地
- 6 用地取得面積等 区画 m²
- 7 立地の区分 新 設・増 設・移 設
- 8 投下固定資産額及び従業員数
土 地 千円
投下固定資産額 千円 建 物 千円
償却資産 千円
従業員数 人

- 9 交付申請額の内訳及び算定方法
 （ア又はイのうちいずれか低い方の額を交付する。）

ア	奨励金額	用地取得費 $\text{円} \times 20/100 \times 1/5 =$	円
イ	限度額	5年間 計300,000,000円 $\times 1/5 =$	60,000,000円

10 添付書類

- (1) 土地売買契約書の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 立地協定書の写し
- (4) その他参考資料

第6号様式（第4条関係）

外国企業事業所開設準備奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 _____ ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

外国企業事業所開設準備奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業開始日（予定） 年 月 日
- 3 奨励措置の指定を受けた日 年 月 日
- 4 指定番号 第 _____ 号
- 5 入居場所 あのつピア賃貸オフィス _____
- 6 賃借施設の概要
 - 賃借床面積 _____ m²
 - 賃借料（共益費を含む。） _____ 円／月
 - 従業員数 _____ 人

7 交付申請額の内訳及び算定方法

（ア又はイのうちいずれか低い方の額を交付する。）

ア	賃借料	円／月×3月分＝	円
イ	限度額	3月分計	1,000,000円

8 添付書類

- (1) 立地協定書の写し
- (2) あのつピアの入居申込書及び賃貸借契約書の写し
- (3) その他参考資料

第7号様式（第5条関係）

奨励金交付決定通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで交付申請のありました奨励金について、
次のとおり決定しましたので通知します。

1 奨励金の種類及び額

内 訳	企業立地奨励金	円
	研究開発施設立地奨励金	円
	用地取得費助成奨励金	円
	※交付対象となる新設工場等の 名称	
	※交付対象となる土地の地番	津市 番地
	外国企業事業所開設準備奨励金	円

2 その他

第 8 号様式（第 6 条関係）

指 定 申 請 変 更 届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ㊟

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

年 月 日付けの奨励措置指定申請書の内容に次のとおり
変更を生じたので、津市企業立地促進条例施行規則第 6 条の規定により、
届け出ます。

指 定 を 受 け た 日 (指定前の場合は、申 請した日)	年 月 日	指 定 番 号
		第 号
変 更 事 項		
変 更 し た 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

第9号様式（第7条関係）

事業休止（廃止）届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者

氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

休 止
次のとおり、事業を したので、津市企業立地促進条例施行規則第
廃 止

7条の規定により、届け出ます。

指定を受けた日	年 月 日	指 定 番 号
		第 号
休 止（廃 止） し た 日	年 月 日	
休 止 する 期 間	年 月 日まで	
休 止（廃 止） の 理 由		

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第268号

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第1条 津市消防本部の組織に関する規則(平成18年津市規則第217号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

(津市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第2条 津市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成18年津市規則第218号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第14条の5第3項」を「第17条第3項」に改める。

第8条第1項中「第14条の5第1項各号」を「第17条第1項各号」に改める。

(津市消防長事務専決規則の一部改正)

第3条 津市消防長事務専決規則(平成18年津市規則第219号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条の5」を「第22条」に改め、同条第3号中「第24条の6」を「第47条」に改める。

(津市消防吏員階級規則の一部改正)

第4条 津市消防吏員階級規則(平成18年津市規則第220号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

(津市消防吏員の訓練及び礼式に関する規則の一部改正)

第5条 津市消防吏員の訓練及び礼式に関する規則(平成18年津市規則第221号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

(津市消防職員の服制に関する規則の一部改正)

第6条 津市消防職員の服制に関する規則(平成18年津市規則第222号)

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 条の 4 第 2 項」を「第 1 6 条第 2 項」に改める。

(津市消防団の組織等に関する規則の一部改正)

第 7 条 津市消防団の組織等に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 2 4 号)

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 5 条第 2 項、第 1 5 条の 6 第 2 項」を「第 1 8 条第 2 項、第 2 3 条第 2 項」に改める。

(津市消防団員の服制に関する規則の一部改正)

第 8 条 津市消防団員の服制に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 2 5 号)

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 5 条の 6 第 2 項」を「第 2 3 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第269号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成18年津市規則第224号）の一部を次のように改正する。

別表久居の項を次のように改める。

久居	久居消防団本部	久居地区全域
	第1分団	久居東鷹跡町、久居西鷹跡町、久居万町、久居中町、久居幸町、久居旅籠町、久居寺町、久居北口町（第4分団の所管区域を除く。）、久居烏木町、久居新町の一部、久居本町（第2分団の所管区域を除く。）、久居二ノ町（第2分団の所管区域を除く。）、久居射場町
	第2分団	久居元町、久居小戸木町、久居本町の一部、久居二ノ町の一部、川方町の一部
	第3分団	久居野村町、久居小野辺町、久居井戸山町、久居野口町、久居相川町、久居持川町の一部、久居桜が丘町、久居新町（第1分団及び第4分団の所管区域を除く。）
	第4分団	久居北口町の一部、久居明神町、久居藤ヶ丘町、久居持川町（第3分団の所管区域を除く。）、久居新町の一部
	第5分団	川方町（第2分団の所管区域を除く。）、牧町、新家町、木造町
	第6分団	戸木町、青葉台一丁目、青葉台二丁目
	第7分団	庄田町、森町、久居一色町、中村町、大鳥町、久居緑が丘町一丁目、久居緑が丘町二丁目
	第8分団	稲葉町
	第9分団	榑原町
	第10分団	須ヶ瀬町
第11分団	久居地区全域	

別表河芸の項中「河芸消防団木部」を「河芸消防団本部」に改め、同表美里の項中「、中野、細野」を削り、「日南田、穴倉、高座原」を「穴倉、高座原、日南田」に、「長谷山ハイツ」を「草生」に改め、同表安濃の項中「川西のうち岡南・村主・井上」を「川西（岡南、村主及び井上に限る。）」に、「野口、戸島、大塚、荒木、栗加、安濃、内多、太田、清水、曾根」を「安濃、内多、太田、清水、曾根、野口、戸島、大塚、荒木、栗加」に、「川西で岡南・村主・井上以外の地区」を「川西（岡南、村主及び井上を除く。）」に改め、同表白山の項中「三ヶ野」を「三ヶ野」に改め、同表美杉の項中「奥津、川上」を「川上、奥津」に、「上多気、下多気、丹生俣」を「丹生俣、上多気、下多気」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第270号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第1条 津市公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成18年津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「又はその日から1年以内の津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)第9条第5項に定める昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日(津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)第9条第1項に定める昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第3項とする。

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年津市条例第298号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第7条の規定による給料を支給される職員(条例別表第2イの給料表の適用を受ける者に限る。)に関する条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年津市条例第298号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

第9条の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第1項中「東京都（特別区に限る。）の区域」を「別表第2に掲げる地域」に改め、同条第2項中「規則で定める割合」を「地域手当の級地」に、「100分の12」を「別表第2に定めるとおり」に改め、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第4項中「第22条第3項」を「第22条第4項」に改め、同条第5項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第22条第1号中「9級」を「7級」に、「10級」を「8級」に改める。

第23条第1項及び第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第33条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第36条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1中「10級」を「8級」に、「9級」を「7級」に、「8級」を「6級」に、「7級」を「5級」に改める。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2中「10級」を「8級」に、「9級」を「7級」に、「8級」を「6級」に、「7級」を「5級」に、「6級」を「4級」に、「5級の職員及び4級」を「3級」に、「4級10号給」を「3級33号給」に、「1級9号給」を「1級29号給」に、「2級14号給」を「2級49号給」に、「2級28号給」を「2級105号給」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
三重県	津市	5級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年10月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

（津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第3条 津市職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

第4条第1号中「9級」を「7級」に、「10級」を「8級」に改める。

第9条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第5）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第9条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「おいて、前3項」を「おいて、前項」に、「号給の額」を「号給」に、「額に」を「号給に」に、「ときは、前3項」を「ときは、同項」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の号給）とする。

第10条第2項中「定められる職員の号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前項」を「職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、同項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第13条第1項中「給料月額」を「号給」に改める。

第14条第2項中「給料月額又はこれに相当する」を「号給又は最高の号給を超える」に改める。

第14条の次に次の2条を加える。

（職員の昇給の号給数）

第14条の2 職員を条例第9条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

（最高号給を受ける職員等についての適用除外）

第14条の3 前条の規定は、職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員には、適用しない。

第16条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「専従許可」を「法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）」に、「別表第7に定める休職期間等換算表」を「休職期間等換

算表（別表第6）」に、「又は復職等の日から1年以内の条例第9条第5項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はいずれかの日に市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第2項を削る。

第17条第1項中「5級」を「4級」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第18条中「（昇給期間の短縮を含む。）」を削る。

附則に次の1項を加える。

（職務の級の標準的な職務の内容の特例）

8 当分の間、第3条の適用については、同条中「別表第1」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表及び別表第1を次のように改める。

附則別表（附則第8項関係）

級別標準職務表（行政職給料表）

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務 ----- 技能労務の職務
2級	1 主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務 ----- 相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
3級	1 主査の職務 2 出張所長その他の出先機関の長の職務 3 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 4 主任(主事、技師及び保育士に限る。)の職務 5 相当の知識又は経験を必要とする主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 6 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務 ----- 1 技能長の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする主任(技能労務職に限る。)の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
4級	1 担当副主幹(技能労務の職を含む。)の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 3 副主幹の職務
5級	1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務
6級	1 課長(室長、担当副参事等を含む。)の職務 2 副総合支所長の職務 3 総合支所の課長(室長、担当副参事等を含む。)及び教育委員会事務局事務所長の職務
7級	1 部長及び部長相当職(担当理事等)の職務 2 部次長及び部次長相当職(担当参事等)の職務 3 工事事務所長の職務 4 総合支所長の職務 5 総合支所の部次長相当職(担当参事等)の職務
8級	1 局長及び局長相当職の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び部長相当職(担当理事等)の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長の職務

別表第1（第3条関係）

級別標準職務表（行政職給料表）

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務 ----- 技能労務の職務
2級	1 主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務 ----- 相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
3級	1 主査の職務 2 出張所長その他の出先機関の長の職務 3 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 4 主任(主事、技師及び保育士に限る。)の職務 5 相当の知識又は経験を必要とする主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 6 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務 ----- 1 技能長の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする主任(技能労務職に限る。)の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
4級	1 担当副主幹(技能労務の職を含む。)の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務
5級	1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務
6級	1 課長(室長、担当副参事等を含む。)の職務 2 副総合支所長の職務 3 総合支所の課長(室長、担当副参事等を含む。)及び教育委員会事務局事務所長の職務
7級	1 部長及び部長相当職(担当理事等)の職務 2 部次長及び部次長相当職(担当参事等)の職務 3 工事事務所長の職務 4 総合支所長の職務 5 総合支所の部次長相当職(担当参事等)の職務
8級	1 局長及び局長相当職の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び部長相当職(担当理事等)の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長の職務

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

初任給基準表（行政職給料表）

採用区分	学歴免許	初任給
正規の試験	大学卒	1級27号給
	短大卒	1級19号給
	高校卒	1級11号給
その他	高校卒	1級7号給

別表第4中

1級9号給
1級5号給
1級2号給

を

1級29号給
1級13号給
1級1号給

に、

「

2級4号給
2級2号給
1級6号給
1級4号給
1級2号給

を

2級9号給
2級1号給
1級17号給
1級9号給
1級1号給

に改める。」

別表第5を次のように改める。

別表第5 昇格時号給対応表（第9条関係）

ア 行政職給料表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	1	18	18	26	26	21	22
35	1	19	19	27	27	22	23
36	2	20	20	28	28	22	24
37	3	21	21	29	29	23	25
38	4	22	22	30	30	23	25
39	5	23	23	31	31	24	26
40	6	24	24	32	32	24	26
41	7	25	25	33	33	25	27
42	8	26	26	34	34	25	27
43	9	27	27	35	35	26	28
44	10	28	28	36	36	26	28
45	11	29	29	37	37	27	29
46	12	30	30	38	38	27	29
47	13	31	31	39	39	28	30
48	14	32	32	40	40	28	30
49	15	33	33	41	41	29	31
50	16	34	34	42	41	29	31
51	17	35	35	43	42	29	32
52	18	36	36	44	42	30	32
53	19	37	37	45	43	30	33
54	20	38	38	46	43	30	33
55	21	39	39	47	44	31	34

56	22	40	40	48	44	31	34
57	23	41	41	49	45	31	35
58	24	41	42	50	45	32	35
59	25	42	43	51	46	32	36
60	25	42	44	52	46	32	36
61	26	43	45	53	47	33	37
62	26	43	45	54	47	33	37
63	27	44	45	55	48	34	38
64	27	44	46	56	48	34	38
65	28	45	46	57	49	35	39
66	28	45	46	58	49	35	39
67	29	46	47	59	50	36	40
68	29	46	47	60	50	36	40
69	30	47	47	61	51	37	41
70	30	47	48	62	51	37	41
71	31	48	48	63	52	38	42
72	31	48	48	64	52	38	42
73	32	49	49	65	53	39	43
74	32	49	49	66	54	39	43
75	33	49	49	67	55	40	44
76	33	49	50	68	56	40	44
77	34	50	50	69	57	41	45
78	34	50	50	70	58	41	45
79	35	50	51	71	59	42	46
80	35	50	51	72	60	42	46
81	36	51	51	73	61	43	47
82	36	51	52	74	62	44	47
83	37	51	52	75	63	44	48
84	37	51	52	76	64	45	48
85	38	52	53	77	65	46	49
86	38	52	53	78	66	46	50
87	39	52	53	79	66	47	50
88	39	52	53	80	67	48	51
89	40	53	54	81	68	48	52
90	40	53	54	82	68	49	52
91	41	53	54	83	69	50	53
92	41	53	54	84	70	50	54
93	42	53	55	85	70	51	54
94	42	54	55	86	71	52	55
95	43	54	55	87	72	52	56
96		54	55	88	72	53	56
97		54	56	89	73	54	57
98		54	56	90	74	54	58
99		55	56	91	74	55	58
100		55	56	92	75	56	59
101		55	57	93	76	56	60
102		55	57	94	76	57	60
103		55	58	95	77	58	61
104		56	58	96	78	58	62
105		56	59	97	78	59	62
106		56	59	98	79	60	63
107		56	60	99	80	60	64
108		56	60	100	80	61	64
109		57	61	101	81	62	65
110		57	61	102	82	62	66
111		57	62	103	82	63	66
112		57	62	104	83	64	67
113		58	63	105	84	64	68
114		58	63	106	84	65	68
115		58	64	107	85	66	
116		58	64	108	86	66	

117		59	65	109	86	67	
118		59	65	110	87	68	
119		59	66	111	88	68	
120		59	66	112	88	69	
121		60	67	113	89	70	
122		60	67	114	90	70	
123		60	68	115	90	71	
124		60	68	116	91	72	
125		61	69	117	92	72	
126			69	118	92	73	
127			70	119	93	74	
128			70	120	94	74	
129			71	121	94	75	
130			71	122	95	76	
131			72	123	96	76	
132			72	124	96	77	
133			73	125	97	78	
134			73	126	98	78	
135			74	127	98	79	
136			74	128	99	80	
137			75	129	100	80	
138			75	130	100	81	
139			76	131	101	82	
140			76	132	102	82	
141			77	133	102	83	
142			77	134	103	84	
143			78	135	104	84	
144			78	136	104	85	
145			79	137	105	86	
146			79	138	106	86	
147			80	139	106	87	
148			80	140	107	88	
149			81	141	108	88	
150			81	142	108	89	
151			82	143	109	90	
152			82	144	110	90	
153			83	145	110	91	
154			83	146	111	92	
155			84	147	112	92	
156			84	148	112	93	
157			85		113	94	
158			85		114	94	
159			86		114		
160			86		115		
161			87		116		
162			87		116		
163			88		117		
164			88		118		
165			89		118		
166			89		119		
167			90		120		
168			90		120		
169			91				
170			91				
171			92				
172			92				
173			93				
174			93				

イ 教育職給料表（一）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	30	38	21
51	31	39	22
52	32	40	22
53	33	41	23
54	33	41	23
55	33	42	24
56	34	42	24

57	34	43	25
58	34	43	25
59	35	44	25
60	35	44	26
61	35	45	26
62	36	46	26
63	36	47	27
64	36	48	27
65	37	49	27
66	37	50	28
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32
76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	34
81	45	61	34
82	45	61	34
83	46	62	35
84	46	62	35
85	47	63	35
86	47	63	36
87	48	64	36
88	48	64	36
89	49	65	37
90	49	65	
91	49	66	
92	49	66	
93	50	67	
94	50	67	
95	50	68	
96	50	68	
97	51	69	
98	51	69	
99	51	70	
100	51	70	
101	52	71	
102	52	71	
103	52	72	
104	52	72	
105	53	73	
106	53		
107	53		
108	54		
109	54		
110	54		
111	55		
112	55		
113	55		
114	56		
115	56		
116	56		
117	57		

118	57		
119	57		
120	57		
121	58		
122	58		
123	58		
124	58		
125	59		
126	59		
127	59		
128	59		
129	60		
130	60		
131	60		

ウ 教育職給料表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1
26	18	1
27	19	1
28	20	1
29	21	1
30	22	1
31	23	1
32	24	1
33	25	1
34	26	1
35	27	1
36	28	1
37	29	1
38	30	1
39	31	1
40	32	1
41	33	1
42	34	1
43	35	1
44	36	1
45	37	1
46	38	1
47	39	1
48	40	1
49	41	1
50	41	2
51	42	3
52	42	4
53	43	5
54	43	6
55	44	7
56	44	8

57	45	9
58	46	10
59	47	11
60	48	12
61	49	13
62	49	14
63	50	15
64	50	16
65	51	17
66	51	18
67	52	19
68	52	20
69	53	21
70	53	22
71	54	23
72	54	24
73	55	25
74	55	26
75	56	27
76	56	28
77	57	29
78	57	30
79	58	31
80	58	32
81	59	33
82	59	34
83	60	35
84	60	36
85	61	37
86	61	38
87	61	39
88	62	40
89	62	41
90	62	42
91	63	43
92	63	44
93	63	45
94	64	46
95	64	47
96	64	48
97	65	49
98	65	50
99	65	51
100	65	52
101	66	53
102	66	54
103	66	55
104	66	56
105	67	57
106	67	58
107	67	59
108	67	60
109	68	61
110	68	61
111	68	62
112	68	62
113	69	63
114	69	63
115	69	64
116	69	64
117	70	65

118	70	66
119	70	67
120	70	68
121	71	69
122	71	69
123	71	70
124	71	70
125	72	71
126		71
127		72
128		72
129		73
130		73
131		74
132		74
133		75
134		75
135		76
136		76
137		77
138		77
139		78
140		78
141		79
142		79
143		80
144		80
145		81
146		81
147		82
148		82
149		83
150		83
151		84
152		84
153		85
154		85
155		86
156		86
157		87
158		87
159		88
160		88
161		89
162		89
163		90
164		90
165		91
166		91
167		92
168		92
169		93
170		93
171		94
172		94
173		95
174		95
175		96
176		96
177		97
178		97

179		98
180		98
181		99
182		99
183		100
184		100
185		101
186		101

別表第 6 を削り、別表第 7 備考を削り、同表を別表第 6 とする。

(津市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 津市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第 5 条 津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員の区分	職務の級			
	号 給	1 級	2 級	3 級
再任用職員以外の職員	1	252 円	275 円	536 円
	2	252	275	536
	3	252	275	536
	4	252	275	536
	5	261	288	557
	6	261	288	557
	7	261	288	557
	8	261	288	557
	9	272	302	578
	10	272	302	578
	11	272	302	578
	12	272	302	578
	13	284	318	620
	14	284	318	620
	15	284	318	620
	16	284	318	620
	17	297	334	641
	18	297	334	641
	19	297	334	641
	20	297	334	641
	21	312	350	662
	22	312	350	662
	23	312	350	662
	24	312	350	662
	25	327	367	682
	26	327	367	682
	27	327	367	682
	28	327	367	682
	29	342	383	702
	30	342	383	702
	31	342	383	702
	32	342	383	702
	33	357	399	721
	34	357	399	721
	35	357	399	721
	36	357	399	721
	37	372	416	741
	38	372	416	741
	39	372	416	741
	40	372	416	741
	41	387	449	760
	42	387	449	760
	43	387	449	760
	44	387	449	760
	45	401	467	779
	46	401	467	779
	47	401	467	779
	48	401	467	779
	49	416	487	798
	50	416	487	798
	51	416	487	798
	52	416	487	798
	53	430	527	818

54	430	527	818
55	430	527	818
56	430	527	818
57	444	548	837
58	444	548	837
59	444	548	837
60	444	548	837
61	458	568	856
62	458	568	856
63	458	568	856
64	458	568	856
65	472	608	874
66	472	608	874
67	472	608	874
68	472	608	874
69	486	629	889
70	486	629	889
71	486	629	889
72	486	629	889
73	499	649	904
74	499	649	904
75	499	649	904
76	499	649	904
77	511	668	917
78	511	668	917
79	511	668	917
80	511	668	917
81	523	686	929
82	523	686	929
83	523	686	929
84	523	686	929
85	534	704	938
86	534	704	938
87	534	704	938
88	534	704	938
89	544	722	947
90	544	722	947
91	544	722	947
92	544	722	947
93	553	739	956
94	553	739	956
95	553	739	956
96	553	739	956
97	562	755	956
98	562	755	956
99	562	755	956
100	562	755	956
101	570	771	956
102	570	771	956
103	570	771	956
104	570	771	956
105	577	786	956
106	577	786	956
107	577	786	956
108	577	786	956
109	584	801	956
110	584	801	956

111	584	801	956
112	584	801	956
113	590	815	956
114	590	815	956
115	590	815	956
116	590	815	956
117	596	829	956
118	596	829	956
119	596	829	956
120	596	829	956
121	602	842	956
122	602	842	956
123	602	842	956
124	602	842	956
125	609	853	956
126		853	956
127		853	956
128		853	956
129		864	956
130		864	956
131		864	956
132		864	956
133		874	956
134		874	956
135		874	956
136		874	956
137		882	956
138		882	956
139		882	956
140		882	956
141		882	956
142		882	956
143		882	956
144		882	956
145		882	956
146		882	956
147		882	956
148		882	956
149		882	956
150		882	956
151		882	956
152		882	956
153		882	956
154		882	956
155		882	956
156		882	
157		882	
158		882	
159		882	
160		882	
161		882	
162		882	
163		882	
164		882	
165		882	
166		882	
167		882	

	168		882	
	169		882	
	170		882	
	171		882	
	172		882	
	173		882	
	174		882	
	175		882	
	176		882	
	177		882	
	178		882	
	179		882	
	180		882	
	181		882	
	182		882	
	183		882	
	184		882	
	185		882	
	186		882	
再任用職員		401	487	641

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における条例第22条の規定による地域手当の支給割合)
- 2 平成22年3月31日までの間における条例第22条第2項各号の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

級 地	支 給 割 合
1 級 地	1 0 0 分 の 1 3
5 級 地	1 0 0 分 の 1

(施行日における昇格又は降格の特例)

- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「規則」という。)第9条及び第10条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

- 4 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について規則第5条ただし書の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、同条ただし書による号給(以下「特定号給」という。)の号数から同条本文の規定による号給の号数を減じた数を4で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第5条の規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)第9条第1項に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第271号

平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成18年改正給与条例 津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年津市条例第298号)をいう。
- (2) 改正前の規則 津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成18年津市規則第270号)による改正前の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成18年津市規則第27号)をいう。
- (3) 切替日 平成18年10月1日をいう。
- (4) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(平成18年改正給与条例附則第2条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成18年改正給与条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級)をいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2

条の規定により育児休業をしていた期間

エ 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第12条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

オ 津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

(7) 復職時調整 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条、津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号。以下「育児休業条例」という。）第6条又は公益法人等派遣条例第6条の規定による号給の調整をいう。

(8) 再任用職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

(9) 人事交流等職員 切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（平成18年改正給与条例附則第7条第1項の規則で定める職員）

第3条 平成18年改正給与条例附則第7条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(2) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(3) 切替日以降に再任用職員異動をした職員

(4) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成18年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないことと

なるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

- (1) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成18年改正給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の規則第10条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第4号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則第16条又は平成18年改正給与条例附則第12条若しくは第14条の規定による改正前の育児休業条例第6条若しくは公益法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正給与条例による改正前の津市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2イの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）
- (4) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

（平成18年改正給与条例附則第7条第3項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合

に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては、市長の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市規則第272号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉部の表高齢・障がい福祉課の部障がい福祉担当の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

津市訓令第 4 3 号

庁中一般

出先機関

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 本庁の表高齢・障がい福祉課の項中「第 2 1 条の 2 5 第 1 項」を「第 2 1 条の 6」に、「第 9 条第 5 項及び第 6 項」を「第 9 条第 6 項及び第 7 項」に、「第 1 8 条第 3 項」を「第 1 8 条第 2 項」に、「身体障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「第 1 5 条の 3 2 第 1 項」を「第 1 5 条の 4」に、「知的障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」に改める。

附 則

この訓令は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。